## 生活保護受給者による生活福祉資金特例貸付の利用に係る詐欺事件について

新型コロナの影響により、収入が減少した世帯に生活費を貸し付ける生活福祉資金特例貸付(以下「特例貸付」という。)は、令和2年3月に国において制度が創設され、京都府社会福祉協議会(以下「府社協」という。)が実施してきましたが、令和3年1月以降、貸付対象にはならない生活保護受給者が、その事実を秘匿して特例貸付を受けるとともに、福祉事務所に収入申告せず、不正に生活保護費を受給していた事案が複数確認されました。このため、本市において、府社協と連携のうえ調査を実施した結果、生活保護受給中に特例貸付を利用していた事案が151件判明しており、この間、福祉事務所において不正受給に係る生活保護費の返還徴収を実施し、納入計画を徴取して費用の回収を図っており

また、判明した生活保護受給者のうち、自身の利用だけでなく、他の生活保護受給者に も特例貸付の利用を指南したと疑われる悪質な事案が確認されたため、この間、本市では、 京都府警察(以下「府警」という。)に対し、当該事案の関係者の告発を進めてきました。

その結果、令和3年12月から、指南を受けた5名の生活保護受給者が順次、逮捕されるとともに、本年9月には、首謀者の生活保護受給者(以下「首謀者」という。)が、自身の生活保護費の不正受給による詐欺罪の容疑で逮捕されています。

首謀者については、その後、自身及び母親名義の特例貸付の不正利用により再逮捕され、 さらに11月28日には、他の生活保護受給者に特例貸付の不正利用を指南した共犯によ る詐欺罪の容疑で、書類送致されました。

本市では、この間、指南された生活保護受給者5名の逮捕については、首謀者の捜査に 支障を及ぼすことを考慮し、府警と協議のうえ発表を見合わせてきましたが、今回、首謀 者の書類送致に伴い、府警から一連の捜査終結の発表があったことを踏まえ、本市におい ても、首謀者を含めた6名の逮捕にかかる広報発表を行いました。

つきましては、この間の経過及び対応状況について報告します。

# 1 経過等

ます。

令和2年3月 府社協において特例貸付を開始。(令和4年9月末まで)

令和3年1月~ 各福祉事務所において、生活保護受給者による特例貸付の利用が

複数確認されたため、本市では府社協と連携して、利用世帯の調査を開始。調査により、利用が確認された生活保護受給者に対しては、順次、福祉事務所において生活保護費の返還徴収を決定。

では、順次、福祉事務所において生活保護質の返遠徴収を決定。 令和4年1月 上記のうち、一部の世帯において悪質な利用が疑われたため、府

社協が府警へ相談。捜査の結果、生活保護受給者を首謀者とした

特例貸付の利用が判明。

令和4年4月 府警から本市に対して、首謀者を含めた生活保護受給者(6名)

の特例貸付の不正利用について情報提供があり、以降、事件化に

向けて捜査に協力。

令和4年12月~ 首謀者を含めた生活保護受給者(6名)に対し、本市及び府社協

が順次、詐欺被害の告発を行い、府警が逮捕。

令和5年9月 府警が首謀者を逮捕(生活保護費の詐欺容疑)。

令和5年10月 首謀者を再逮捕(特例貸付の詐欺容疑)。

令和5年11月 首謀者を再逮捕(母親名義を用いた特例貸付の詐欺容疑)。

首謀者を書類送致(他の生活保護受給者に特例貸付の不正利用を

指南した共犯の詐欺容疑)。

## 2 首謀者の世帯状況及び受給歴

(1) 世帯状況 単身世帯

(2) 保護歷 令和元年11月1日~令和3年7月31日

#### 3 本市の対応

特例貸付の開始時から、生活保護受給者は貸付の対象外であることは応募書類に明記されていたが、当時の社協の受付・審査においては、厚生労働省の事務連絡に基づき、コロナ感染防止及び手続の迅速化を図るため、全国的に書類審査のみで支給決定が行われており、申請者の生活保護受給の有無について、各自治体の担当部署に確認する仕組みにはなっていなかった。

令和3年1月以降、生活保護ケースワーカーによる発見や第三者からの通報により、 生活保護世帯の特例貸付の利用が複数確認されるようになったことから、同年3月から、 本市と府社協との間で特例貸付の利用者情報の共有について協議を開始し、同年6月以 降、特例貸付の新規申請者については、本人同意のもと、本市において生活保護情報と 突合できるよう申請書類の誓約事項を改め、未然防止を講じている。

府社協との連携による調査の結果、特例貸付の利用が判明した151件に対しては、 各福祉事務所において、事実経過等を確認のうえ、順次、生活保護費の返還徴収の決定 及び費用の回収を行っているが、今回の結果を受けて、改めて、生活保護世帯に対する 収入申告義務の周知徹底を図っていく。

#### 【特例貸付の利用が判明した生活保護世帯への対応】

生活保護費の返還徴収を決定	127件
(返還徴収決定額)	(102, 951, 044円)
(うち回収済の金額)	(9, 274, 184円)
本人への確認等により現在対応中	19件
直ちに貸付金を府社協に全額返還したため対応なし	2件
本人死亡(相続人無し)により返還徴収不能	3件
合 計	151件

※令和5年11月24日現在

※本市においては、過払い分の生活保護費の返還徴収を行うが、府社協においても、支払った貸付金の返還請求を行っている。

# (参考) 特例貸付の制度概要

	緊急小口資金特例貸付	総合支援資金特例貸付
対象者	新型コロナの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限 (※)	10万円(特別な場合は20万円)	単身の場合、月15万円 2人以上の場合、月20万円
貸付期間 (※)	1 回限り	原則3か月以内 (別途、3か月以内の延長貸付及び 同じく3か月以内の再貸付がある)
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子
受付期限	令和4年9月末まで	令和4年9月末まで
利用世帯数	28,893世帯	26,030世帯
貸付金額	5,501,985千円	30,679,997千円

<sup>※2</sup>人以上世帯の場合、最大で20万円+(20万円×9か月)=200万円が利用可。 単身世帯の場合には、最大で20万円+(15万円×9か月)=155万円が利用可。